

令和 7 年第 3 回甲賀市議会定例会（6 月）提出議案（教育委員会関係）
の結果について

1. 条例一部改正

- （1）甲賀市和太鼓音楽活動交流館条例の一部を改正する条例の制定について
《甲賀市議会 議案第 48 号》

甲賀市和太鼓音楽活動交流館の損害の賠償を判断する者を改めるため、条例の一部を改正するもの。

【原案のとおり可決】

2. 補正予算案件

- （1）令和 7 年度甲賀市一般会計補正予算（第 3 号）
《甲賀市議会 議案第 49 号》

歳入 722 千円 歳出 20,948 千円

【原案のとおり可決】

■補正予算の主な内容

【歳入予算の補正】

- 国庫支出金 △ 22,378 千円
 - ・新しい地方経済・生活環境創生交付金（第 2 世代交付金）
2,674 千円
 - ・学校施設環境改善交付金 △ 25,052 千円
- 寄附金 300 千円
 - ・教育振興寄附金 300 千円
- 市債 22,800 千円
 - ・学校教育施設等整備事業債 △ 1,500 千円
 - ・公共施設等適正管理推進事業債 24,300 千円

【歳出予算の補正】

- 中学校備品購入 300 千円(寄 300)

1 法人からいただいた教育振興寄附金を財源として、中学校の備品を
購入

- 多羅尾代官陣屋環境整備事業 5,648 千円 (国 2,824、一財 2,824)
国の交付決定に伴い、多羅尾代官陣屋施設解体工事にかかる事業費を追加
- 社会体育施設維持補修事業 15,000 千円 (一財 15,000)
甲賀 B & G 海洋センターの暖房設備の一部が落下する事故が発生したことを受け、メーカーによる緊急点検を実施した結果、早急な更新が必要であると判明したことに伴い、更新工事にかかる経費を追加

【地方債の補正】

(変更)

- 小学校施設空調設備整備事業 限度額 130,500 千円
(変更前：限度額 132,000 千円)
- 小学校施設整備事業 限度額 1,153,500 千円
(変更前：限度額 1,129,200 千円)

3. その他案件

(1) 契約の締結につき議決を求めることについて

《甲賀市議会 議案第 63 号》

信楽小学校改築（1期）工事（建築主体工事）について、令和7年5月28日に執行した一般競争入札開札の結果、株式会社三東工業社と2,029,500,000円で工事請負契約を締結することにつき、議決を求めるもの。

【原案のとおり可決】

(2) 契約の締結につき議決を求めることについて

《甲賀市議会 議案第 64 号》

信楽小学校改築（1期）工事（機械設備工事）について、令和7年6月3日に執行した一般競争入札開札の結果、甲賀電気設備株式会社と335,445,000円で工事請負契約を締結することにつき、議決を求めるもの。

【原案のとおり可決】

4. 一般質問

別紙1のとおり

一 般 質 問 答 弁 書			
質問者	20番 田中喜克議員	答弁者	教育委員会理事
答弁書作成者	社会教育スポーツ課 文化係長 野田敦子		
質問内容 【分割】			
平成28年、水口中央公民館の一室で始まった「夢の学習」は身近な地域課題を総合的に解決していこうとする学びの場として、また、子供たちから高齢者まで地域みんなの居場所づくりを目指して、多くの地域の方々のボランティア支援・協力で、種々講座開催・運営を展開され、甲賀市の生涯学習の重要な役割を担っていただいています。今日では、その拠点、事務連絡先を旧各5町に置き、市内全域での活動を行っていただいています。そこで伺います。 ①「夢の学習」の概要と、現在の講座等事業活動の状況について お伺いします。 ②「夢の学習」が担っていただいている、甲賀市の生涯学習での 役割、成果・効果について お伺いします。 ③「夢の学習」に市が今後に期待するところ 及び、「夢の学 習」が予定される、新たな取り組みについて 伺います。 ④「夢の学習」の活動を始め、市内各団体、各場所で、住民の 「生涯学習」でご活躍、ご尽力いただいている団体が多くある かと存じます。活動内容等をお教えてください。			
答弁			
た な か よ し か つ 田中喜克議員のご質問にお答えをいたします。 1点目の「夢の学習」の概要と事業活動の状況であります。			

「夢の学習」は、市が公民館事業として委託する生涯学習推進事業であり、1つ目は「家庭教育力向上事業」、2つ目は「子どもや成人が体験活動を通じて関心をひろげ、学ぶ意欲を高める事業」、3つ目は「学びをつなぎ広げる事業」、4つ目は「人と人がつながる事業」、5つ目は「学習をまちづくりにつなげる事業」の5つの柱から構成されています。

令和6年度の実績では、これらの事業を年間で合計3,257回開催したところです。

次に、2点目の「生涯学習における役割と成果・効果について」であります。

生涯学習は、人権・子育て・福祉・地域づくりなど、さまざまな分野で広く必要とされています。そうした中で「夢の学習」は講座を中心として、社会教育の拠点である公民館の機能の一端を担っています。

令和6年度には、年間3,257回の事業を通じて、延べ3万4,174人が参加。また、ボランティアスタッフについては434人が参画しています。

さらに、学校放課後事業や区・自治会の出前サロン、まちづくり協議会、総合型地域スポーツクラブなど、100を超える多様な団

体と連携事業を実施し、協働・連携において大きな成果を上げているところです。

次に、3点目の「市が今後、期待すること及び新たな取り組みについて」であります。

今後は、社会教育ビジョンに示されている自治振興会やまちづくり協議会、地域学校協働本部等とのさらなる連携を期待しております。また、地域の人材不足の解消に向けて、「夢の学習」で培われたボランティアスタッフの皆さんが、地域学校協働本部をはじめとする多様な社会教育の場でご活躍いただく等、新たな取り組みとして認識しております。

次に、4点目の「生涯学習で活躍されている団体の活動内容等について」であります。

生涯学習は多岐にわたる分野に関連しており、「夢の学習」事業以外でも市内の公民館には多数の自主学習団体が登録されており、代表的な団体としては、ガールスカウトやボーイスカウトなどの青少年育成団体や、総合型地域スポーツクラブ、障がい者や高齢者向けのサロンのほか、スポーツ団体、文化芸術・一般教養などの各種団体がございます。

これらの団体がそれぞれの分野で幅広く生涯学習活動を展開し、

市民の学びと地域の活性化に貢献をしていただいております。

以上、答弁いたします。

以 上

一 般 質 問 答 弁 書			
質問者	4 番 木村眞雄議員	答弁者	教育委員会事務局理事
答弁書作成者	歴史文化財課 係長 北前洋平		
質問内容 【一問一答】			
1、甲賀町の歴史観光ルートの整備について			
⑤ 観光ルートの整備についての見解を問う。			
a)和田城址群内のポイントごとに案内看板やQRコードを使 っての音声ガイダンス機能の設置について			
答弁			
お答えいたします。			
甲賀町和田の和田城館群における案内看板やQRコードを用いた 音声ガイダンスの設置についてであります。			
和田城館群は、6つの城跡と1つの屋敷跡で構成されており、その うち、「和田城跡」及び「公方屋敷跡」は市指定史跡であると同時に、 平成29年に認定を受けた日本遺産「忍びの里 伊賀・甲賀」の構成 文化財として城跡の見学など活用が進められています。			
日本遺産の認定を機に、伊賀・甲賀の2市で統一した仕様にて構成 文化財への案内看板等の整備を進めており、「和田城跡」及び「公方 屋敷跡」には案内看板と誘導サインをそれぞれ設置しております。			
和田城跡は駐車場と城跡入口付近に案内看板や和田城跡の説明看 板があり、城跡内には「虎口」や「曲輪」等の表示を市独自にて設置			

しておりますが、用語解説や音声ガイド機能はない状況です。

用語解説や音声ガイド機能については、二次元コードやアプリなど様々な方法を検討し、また用語解説のため新たな看板を設置する場合には地権者や地元区と協議を行い、城跡等を散策される方にわかりやすい工夫に努めてまいります。

以上、答弁いたします。

以 上

一 般 質 問 答 弁 書			
質問者	4 番	木村眞雄議員	答弁者 教育部長
答弁書作成者	教育総務課 課長補佐 望月一美		
質問内容 【分割】			
3、物価高騰対策について			
② 学校給食や保育園、高齢者施設などでは、米の安定供給が日々の運営に直結する。この度の米不足がこれらの公共サービスに及ぼしている影響、及びその対応策について伺う。			
答弁			
お答えいたします。			
2点目の「学校給食や保育園、高齢者施設などでの米不足の影響と対応策について」であります。			
まず学校給食におきましては、4月、5月の米飯給食の提供回数の前年度との比較において、西部・東部給食センター合わせて、令和6年度は55回、令和7年度は53回であり、ともに週当たり平均			
3.75回の割合で提供しており、現時点では大きな影響はございません。			
これまでのところ、毎月の入札で必要な量を確保することはできておりますが、発注方法や内容の検討をはじめ、従来から安定的に必要な量を確保しやすい方策を検討しているところであり、今後の市場の動向を注視しながら、適切な対応策を確立できるよう取り組んでまい			

ります。

また、公立や私立の保育園、地域型保育事業所につきましては、子ども政策部において確認したところ、現時点ですべての園等の今年度中に必要な米の量は既に確保できておりますので、今後において米飯給食の提供日数を減らす予定はございません。

また、市内の特別養護老人ホームにおきましては、健康福祉部において、利用者への食事提供への影響について聞き取りを行ったところ、一部の施設で一時的に米の使用量を減らすなどの調整をされたものの、現在においては、不足していない状況であることを確認しております。

ただし、一部の施設で米の仕入れ価格をはじめ、食材費全体の高騰により、その全てを利用者からの食費で賄うことができないことから、施設経営に影響が及んでいる状況もございます。

この食材価格高騰への対応については、これまで、国の交付金を活用し支援を実施しており、今後におきましても、引き続き国や県、市場動向を注視しながら、有効的な対応を検討してまいります。

以上、答弁といたします。

以 上

一 般 質 問 答 弁 書			
質問者	1 2 番 堀郁子議員	答弁者	教育部長
答弁書作成者	学校教育課 課長補佐 瀬戸山幹		
質問内容 【一問一答】			
2、主権者教育			
(1) 現在行われている主権者教育の状況を小中学校別に伺います。			
答 弁			
ほりいくこ 堀郁子議員のご質問にお答えいたします。			
小学校及び中学校学習指導要領において、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の一つとして「主権者として求められる力」が挙げられており、主権者として必要な資質・能力を段階的に学んでいくことが重要であることから、小学校・中学校ともに主権者教育を行っています。			
小学校では、6年生社会科の学習の中で、日本国憲法について学び、国民の義務や権利について学びます。その中で、選挙権についても学習し、国会をはじめとした議会や選挙の仕組みについて学習を行っております。			
中学校では、公民分野を中心に現代社会の仕組みや諸課題について学ぶとともに、関係する他教科や特別活動と横断的な指導内容の充実を図っているところです。			

また、体験的な学習の取組みとして、小中学校ともに、児童会・生徒会の委員会活動の充実や自治的な活動の推進、実際の選挙に使われる記載台や投票箱を用いての投票の実施等、実践的な学びの機会により、自らの権利と義務や政治参加意識の醸成を図っているところであります。

以上、答弁といたします。

以 上

一 般 質 問 答 弁 書			
質問者	1 2 番 堀郁子議員	答弁者	教育部長
答弁書作成者	学校教育課 課長補佐 瀬戸山幹		
質問内容 【一問一答】			
2、主権者教育			
(2) 選管による出前授業等があるが行われているのか。今が行われていないのであればなぜか。教育委員会に伺う。			
答弁			
お答えいたします。			
昨年度、選挙管理委員会による出前授業は、朝宮小学校1校で実施しています。			
こちらにつきまして、すべての小中学校で、実施していない理由といたしましては、各教科の授業時間数がしめされている中、また、各校に環境教育や消費者教育・金融教育など各種出前講座の案内も多くいただいております中、限られた授業時間の中で時間を確保することが困難であることが理由と考えているところでございます。			
以上、答弁いたします。			
以 上			

一 般 質 問 答 弁 書			
質問者	1 2 番 堀郁子議員	答弁者	教育部長
答弁書作成者	学校教育課 課長補佐 瀬戸山幹		
質問内容 【一問一答】			
2、主権者教育			
(4) 主権者教育のメリット、デメリットについて、教育委員会に伺う。			
答弁			
お答えいたします。			
主権者教育のメリットといたしましては、子どもたちが政治について考える機会が生まれ、単に政治の仕組みについて必要な知識の習得だけでなく、社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を、社会の構成員の一人として主体的に担うことができる力を身に付けることができるころだと考えております。			
また、主権者教育そのものに対するデメリットではございませんが、先ほども申し上げました出前授業等による準備を含めた学習内容の組み立てを行うことへの、時間の確保などの課題があると認識しております。			
以上、答弁いたします。			
以 上			

一 般 質 問 答 弁 書			
質問者	1 2 番 堀郁子議員	答弁者	教育部長
答弁書作成者	学校教育課 学びの多様化推進室 課長補佐 中井佑輔		
質問内容 【一問一答】			
3. 子どもを性被害から守る取り組み (2) GIGA スクール端末向けのコドマモを甲賀市でも入れてはどうか。また、コドマモアプリを保護者や子どもたちに知らせてはどうか。			
答弁 お答えいたします。 現在、市内小中学校で利用している学習者用端末には、すでにフィルタリングソフトを導入し、コンテンツのフィルタリング、見守りフィルタリング、掲示板やチャット・ブログに対しての書き込み禁止、インターネットの利用時間を制限する機能などにより、学習者用端末におけるトラブルの対策を講じているところであり、見守りフィルタリングではインターネットで不適切な利用があった場合に、教育委員会に通知され、早期対応に結び付いております。 また、各学校では、子どもだけでなく、親子研修会などを利用し、SNS やスマホ等の使用についての学びの機会を設けるほか、スマホ等の適正な使用にかかる啓発資料を配布し、その中でフィルタリングソ			

フットの推奨や家庭内でのルール作りを進めています。今後も、これらの取り組みを継続してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

以 上

一 般 質 問 答 弁 書			
質問者	1 2 番 堀郁子議員	答弁者	教育部長
答弁書作成者	学校教育課 学びの多様化推進室 室長 山上博之		
質問内容 【一問一答】			
4、学びの多様化学校			
(1) 多様化推進室ができ、現在の状況はいかがか伺う。			
答弁			
ほりいくこ 堀郁子議員のご質問にお答えいたします。			
昨年度、学校教育課内に学びの多様化推進室が設置され、不登校・いじめ対策指導員、S C（スクールカウンセラー）、S S W（スクールソーシャルワーカー）を配置し、各校の抱える様々な課題に対してこれまで以上にスピーディーに対応ができ、具体的な対応の方向性を学校と共通理解していると認識しているところでございます。さらに、若手の教職員に対して、課題対応力の育成にも取り組んでいると認識しております。			
また、学びの多様化にかかる施策として、全小学校にS S R（スペシャルサポートルーム）を整備し、令和6年度におきましては、小学校において95名の児童が利用し、その内86パーセントが教室復帰や改善傾向が見られたところでございます。			
年間30日以上欠席がある児童生徒の割合においても、令和5年			

度小学校 3. 87 パーセント、中学校 10. 54 パーセントが、令和 6 年度小学校 3. 79 パーセント・中学校 10. 38 パーセントと、従来から増加傾向にあった数値が止まり、若干の減少が見られたところであります。また、準不登校といわれる 15 日から 29 日の欠席の児童生徒の割合は小中学校ともに増加しており、引き続き、早期のアセスメントやプランニングに組織的に対応し、不登校対策の強化を図ってまいります。

以上、答弁といたします。

以 上

一 般 質 問 答 弁 書			
質問者	1 2 番 堀郁子議員	答弁者	教育部長
答弁書作成者	学校教育課 学びの多様化推進室 室長 山上博之		
質問内容 【一問一答】			
4、学びの多様化学校			
(2) 長浜市で来年4月開校するが、甲賀市ではいかがお考えか伺う。			
答弁			
お答えいたします。			
ただいま、議員のほうからもご紹介いただきましたとおり、長浜市において来年4月に開校される学びの多様化学校の設置形態は、「分教室型」を予定されており、現在検討中の開校場所が決定すれば、その地を学区としている中学校を「本校」として、県立学校ではなく市立学校として開校され、各学年5名程度を予定されていると聞き及んでおります。			
学びの多様化学校は、児童生徒一人ひとりの個性や能力に応じた教育が実現でき、子どもたちの主体性や創造性、問題解決能力の育成に大きく寄与できるものと認識いたしております。			
一方で、学校の開設にあたっては、場所、通学手段、教員配置などの調整すべき事項もあるところから、まずは、本市におきましては、			

現在も17名の児童生徒が通う教育支援センターの拡充・増設を行い、不登校児童生徒の学びの場を確保していきたいと考えております。

さらには、学びの多様化学校の設置につきましても、他市町の事例を参考にしたうえで、本市の不登校児童生徒の状況をしっかり把握し、引き続き研究してまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

以 上

一 般 質 問 答 弁 書			
質問者	3 番	西山実議員	答弁者 教育長
答弁書作成者	学校教育課 参事 倉狩幸喜		
質問事項【一問一答】			
1. 大阪・関西万博への教育旅行について その3			
① 大前提であった児童・生徒の安全確保について、教育長も事前に現地の下見を行かれたとお聞きしています。その時に明らかになった課題と、課題に対する対策はどのようにとられたのか、また参加校との連携をどのようにとられたのか伺う。メタンガス問題について、協会等からどのような説明を受けているか伺う。			
答 弁			
にしやまみのる 西山 実 議員のご質問にお答えいたします。			
下見には、4月5日に行われたテストランに参加し、まず、安全確保の観点を中心に確認を行いました。この中で、バスの降車場から会場入り口までの距離が少し長く、移動に15分程度要することをまず確認いたしました。			
下見当日の来場者数は4万6千人から5万人程度であったと確認しておりますが、会場は広く、さほどの混雑は感じられず、休憩場所、集合場所等について、一定の確保は十分可能であると判断をいたしました。			
しかしながら、今もありますように、平日であっても10万人を超えるというような来場者数が増えている中で、パビリオン等への入場			

については、待ち時間が長くなることも予想されますし、気温上昇に伴う十分な熱中症予防対策が必要であると考えております。これらの課題につきましては、4月の学校経営等協議会において、各校に周知をいたしました。さらに参加予定校との連携につきましては、校外学習の実施条件として、現地下見を必須としておりますし、十分な安全対策を講じて、事前指導や当日の連絡、組織体制等を図るように指示し、その届けも出してもらっております。既に実施しております中学校が3校ございます。委員ご指摘のとおりでございます。当日の実施報告も求めまして、これから実施予定の小中学校にも参考となる情報共有をしております。

また、メタンガス問題につきましては、4月23日付文部科学省からの通知「修学旅行における2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）の活用に関する情報提供について」これにおきまして、メタンガス対策について示されております。これによりますと、1. ガス濃度の把握と安全確認の徹底、2. ハード面での安全対策、3. 会場内の連絡・連携体制の確立および運営スタッフ等への研修等の対策を講じることが明記されております。

具体的には、大阪・関西万博ホームページのQ&Aにもありますが、会場内においては、建物等に「機械換気設備の設置」、「建物への侵入

の抑制」等のハード対策を実施しており、建物内にガスが溜まらない構造となっています。さらに、建物内にガス濃度を検知する装置を設置しており、常時監視するとされています。

こうした対応により、安全が一定確保されると認識するものであります。

以上、答弁といたします。

以 上

一 般 質 問 答 弁 書			
質問者	3 番	西山実議員	答弁者 教育長
答弁書作成者	学校教育課 参事 倉狩幸喜		
質問事項【一問一答】			
1. 大阪・関西万博への教育旅行について その3			
② 4月22日に甲南中学生徒180人、養護教員を含め先生14人が参加され、入場時刻の10時に学校が集中して、入場まで30分かかったとのこと。その後5月に2校が実施。実際どのような課題があったのか伺う。また、6月に1校、9月に2校、10月に2校計画されている。酷暑・熱中症対策並びに梅雨時期・台風時期の風雨対策について、具体的な対策が必要ではないか。			
答 弁			
お答えいたします。			
大阪・関西万博への教育旅行は、5月末時点で、甲南中学校、土山中学校、信楽中学校の3校が実施をしております。入場時につきましては、学校団体用の別入場ゲートが設けられて、入場時の生徒の手荷物検査を省かれていたため、一般の入場ゲートよりもスムーズに入場はされています。生徒数の多い甲南中学校では、ご指摘の通り30分程度入場にかかりましたが、あとの2校については、10分から15分程度で入場に支障はございませんでした。10万人という数も報道されましたが、どの学校もスペースは十分にあって計画通り実施でき、休憩場所や集合場所の確保もできていたという報			

告を受けています。

熱中症対策につきましても、暑さ指数も活動には問題なく、帽子の着用や水分の補給等の対応で空いているパイビリオンをうまく選んで計画に従って安全に行動ができました。ただ、しかしながら、今後につきましては、帽子の着用や水分の補給等は言うまでもなく、事前指導、準備はもちろんのこと、前日までの暑さ指数（WBGT）の予報や当日の予報、そして現地での計測、入場者数やパイビリオンでの待機時間や待機列に対する対策などの会場に関する情報把握を行い、必要に応じて活動時間の短縮や活動内容の変更を検討・判断していくという臨機応変に対応して、子どもたちがまず安全に活動できるように努めてまいりたいと考えております。

また、台風時期の対策といたしましては、「令和7年度自然災害等における甲賀市立小中学校の対応基準について」で、「午前7時において大雨、暴風、大雪等を含む特別警報および暴風を含む警報が発令中は臨時休業とする。」としておりますことから、台風等の発生、影響が予測される場合は、前日までの台風情報等を注視し、実施の判断を進めてまいりたいと思います。

以上、答弁といたします。

以 上

一 般 質 問 答 弁 書			
質問者	3 番	西山実議員	答弁者 教育長
答弁書作成者	学校教育課 参事 倉狩幸喜		
質問事項【一問一答】			
1. 大阪・関西万博への教育旅行について その3			
③甲賀市教育委員会では、「甲賀・体験の日」として、保護者等との参加を条件として、令和7年度「大阪・関西万博」「国スポ・障スポ」に参加する場合について、1日単位で最大3日まで取得できるとしています。なぜ、「大阪・関西万博」「国スポ・障スポ」に限定されたのか、「得難い貴重な学びの場」と言われるが、「関西万博の動員ありきではないか」との指摘もある。また、来年以降はどのようにされるのか伺う。			
答 弁			
お答えいたします。			
「大阪・関西万博」は、世界の様々な文化や知見、最新技術に触れる貴重な機会であり、また本県で開催されます「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」は、県民皆がより一層身近にスポーツを楽しむこと等につながることを期待されます。本市においても9競技が開催される予定となっております。			
滋賀県教育委員会では、「大阪・関西万博」、「国スポ・障スポ」は子どもたちにとって得難い貴重な学びの場となると考えられることから、子どもたちがより参加しやすくなるよう、県立中学生を対象として「滋賀・体験の日」を実施しております。			

本市におきましても、同様の主旨から、「甲賀・体験の日」として実施をしているところであり、特に、万博は世界各国の最新技術や文化、イノベーションを直接体験できる場であり、児童・生徒の国際理解や未来志向の育成に資するものとして、教科書だけでは得られない貴重な学びの機会と捉えておるところです。

来年度以降につきましては、本事業、今年の実施状況について、学校や保護者等へアンケート調査を行い、甲賀市版ラーケーションの導入について、児童生徒の安全確保と円滑な教育活動の推進を最優先に考え、実施に向けて検討する機会としていきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

以 上

一 般 質 問 答 弁 書			
質問者	6 番	中島裕介議員	答弁者 教育部長
答弁書作成者	学校教育課 課長補佐 山本真由美		
質問内容 【一問一答】			
1、誰にでもやさしい行政周知について			
3. 小中学校への入学案内や学校現場における各種通知、三者面談など平易な言葉を使い、「わかりやすさ」を意識しているか伺う。			
答 弁			
お答えいたします。			
学校現場におきましては、普段から「やさしい日本語」を使用することについて徹底し、各種通知、三者面談時におきましても、日常的でわかりやすい言葉で対応しております。			
外国人児童、保護者への対応につきましては、具体的には、日本語に不慣れな方に配慮した、ルビうちの文書や母語支援員の翻訳を基本としながら、担当教員と児童生徒、保護者とのより緊密な関係が構築されるよう、日々の連絡が密にとれることを意識した、「やさしい（わかりやすい）日本語」での直接の対応に努めております。			
また、三者面談時におきましては、母語支援員が同席した中で、担当教員がゆっくりはっきりした声で「やさしい日本語」を使い、内容に間違いが起こらないよう取り組んでおります。			

あわせて、教職員全員研修会では、講師を招聘し、「やさしい日本語」の研修会を開催するなど、全教職員に向けて「やさしい日本語」の周知、啓発にも取り組んでいるところであります。

今後も相手の立場に立って考え、思いやることを基本としながら、「やさしい日本語」による、わかりやすさを意識した取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

以 上

一 般 質 問 答 弁 書			
質問者	2 番 福井進議員	答弁者	教育部長
答弁書作成者	教育総務課 係長 岡田絵理香		
質問内容 【分割】			
3. 米不足等の中での、食料（給食等）の安定的な供給について			
① 学校給食の質・量を確保し、安定的な提供を図るための本年度の予算と昨年度の比較について			
② 学校給食の質・量は確保できるのか			
③ 9, 10月の米の確保をするために、入札ではなく随意契約にすること等について、見解を伺う			
答 弁			
ふくいすずむ 福井進議員のご質問にお答えいたします。			
1点目の「学校給食の予算の比較について」であります。			
昨年度から続く全国的な米の価格高騰や供給不足については、学校給食を担う教育委員会においても、その影響を大変危惧しているところであり、子育て世代の経済的負担を増やすことなく、質や量を保った給食の提供を継続できるよう、必要な予算措置に努めているところであります。			
そのような中、令和7年度では当初予算で物価高騰対応分として、4,000万円、またこれとは別に質の向上として5,000万円の計9,000万円の一般財源を投じ、総額3億8,802万4千円の予算を計上したところであり、令和6年度の補正後予算における一般財源7,000万円より物価高騰対応分として2,000万			

円の増額を行い、新たに保護者の皆様の負担を増やすことなく、安定的に給食を提供するよう努めているところであります。

次に、2点目の「学校給食における質・量の確保」についてであります。

学校給食は、安全・安心で栄養バランスがとれた質の高い給食を安定的に提供し続けることが最も重要なことであると考えており、主食となりますお米については、当該年度産の地元産米を使用しているほか、地元産の野菜を積極的に使用しています。そのために、農業関係者から定期的に青果の収穫状況や市場の動向について情報を収集し、新鮮で安全な食材を安定的に確保し、量と質の維持に努めてきたところであり、今後につきましても、市場動向を注視しながら関係者との連携を密にし、確保してまいる所存であります。

次に、3点目の「米を確保するための方法について」であります。

これまでから、米を含む生鮮食品につきましては、月単位で入札を行っており、現在まで毎月必要な量の調達はできており、今後もしもできる見込みであります。

しかしながら、昨年度から全国的に米の供給不足により、量の確保が危惧される状況も出てきたことに伴い、定期的に農業事業者から収集した供給量の見通しについての情報をもとに、入札回数の変

更など、安定供給に向けた適切な手法について検討したところであり、今後も、収穫見込みや米価格の動向を注視し、更に有効な手法を模索し、万が一供給不足が懸念される状況が生じてまいりましても、適切な対応ができるよう努めてまいります。

以上、答弁とします。

以 上

一 般 質 問 答 弁 書			
質問者	2 番 福井進議員	答弁者	教育部長
答弁書作成者	学校教育課 参事 倉狩幸喜		
質問内容 【分割】			
4. 小中学校の修学旅行への支援について			
① 市内小中学校の修学旅行の費用について			
昨年度と本年度の比較			
答弁			
ふくいすすむ 福井進議員のご質問にお答えいたします。			
1 点目の、「修学旅行費用の比較について」であります。			
令和 6 年度と 7 年度の比較では、中学校におきましては、水口中学校、城山中学校、甲賀中学校、土山中学校、甲南中学校の 5 校が沖縄での修学旅行を実施しており、5 校平均での一人当たりの旅行費用につきましては、令和 6 年度は、7 万 3, 9 0 0 円、令和 7 年度は 7 万 6, 9 1 4 円となっております。			
また、信楽中学校は、長崎での修学旅行を実施しており、令和 6 年度は 7 万 9 0 円、令和 7 年度は 7 万 5, 0 0 0 円となっております。			
小学校での修学旅行につきましては、本年度はまだ実施していない学校が多数であり分析ができませんが、令和 5 年度と令和 6 年度の比較では、例えば、奈良・三重での修学旅行を実施している希望ヶ丘小学校では、令和 5 年度は、1 万 9, 1 0 8 円、令和 6 年度は			

2万4,360円となっており、また、奈良・京都での修学旅行を実施している柏木小学校では、令和5年度は、2万2,646円、令和6年度は2万6,626円となっております。

小・中ともに、前年度と比べ修学旅行費用は高騰しておりますが、その要因といたしましては、人件費や燃料費の高騰によるバス代の値上がりに加え、児童・生徒数の増減による一人当たりの負担額の差や旅行行程の変更等から生じる追加徴収など、各校の実情に応じた様々な要因があるものと認識しております。

以上、答弁いたします。

以 上

一 般 質 問 答 弁 書			
質問者	2 番 福井進議員	答弁者	甲賀市長 岩 永 裕 貴
答弁書作成者	学校教育課 課長補佐 朝比奈俊孝		
質問内容 【分割】			
4. 小中学校の修学旅行への支援について。			
② 充実した修学旅行を実施するために全児童・生徒に補助をすることについて、市の見解を伺う。			
答弁			
お答えいたします。			
2 点目の、「全児童、生徒への補助について」であります。			
現在、修学旅行費への支援につきましては、生活困窮世帯を対象に、就学援助制度による経済的支援を行っております。			
また、本市では、今年度、経済的な理由で修学旅行へ参加できない児童生徒がでないよう、就学援助制度において、修学旅行費の事前支給が可能となるよう支給要綱の改正をいたしたところであります。このことについては、本制度に認定された次年度参加予定の小学 5 年生、中学 2 年生の保護者あてに案内する予定をいたしております。			
昨今の燃料費や物価の高騰が修学旅行の費用にも影響をしていることについては、憂慮すべきところではありますが、まずは、経済的な理由で修学旅行をあきらめてしまう児童生徒がでないよう、就学援助制度の修学旅行費の事前支給について、			

該当する世帯にしっかりと周知をいたしてまいります。

また、全児童生徒への補助につきましては、これは、今後の物価高騰等の状況を注視し、教育委員会を通じて、引き続き学校とも協議し、検討をしなければならないと考えております。

以上、答弁といたします。

以 上

一 般 質 問 答 弁 書			
質問者	1 1 番 岡田重美議員	答弁者	教育長
答弁書作成者	教育総務課 課長補佐 望月一美		
質問内容 【分割】			
1、物価高騰から市民の暮らしを守る対策を			
③隠れ教育費と言われる費用の保護者負担が多いと言われているがその実態はどうか。			
市として給食費の無償化を進めるべきと考えるがどうか。			
答弁			
お答えいたします。			
次に、3点目の「教育費の保護者負担の実態及び給食費の無償化について」であります。			
いわゆる「隠れ教育費」と呼ばれるものは、子どもの教科書以外の図書費、学用品、実習材料費、通学費、制服、通学用品、修学旅行費などにかかる費用を指し、その項目は多岐に分類されています。文部科学省による子どもの令和5年度版学習費調査によりますと、保護者が負担した「学校教育費」の平均額は、子どもが公立小学校の場合で、年間8万2千円、公立中学校で年間15万1千円となっています。いずれも2年前の調査に比べて2万円近く増加しています。			
本市では、独自に同様の調査を行っていないため、本市の実態について詳細は把握できておりませんが、前述の文部科学省の調査と同様			

の傾向にあるものと推察されます。そのような中、就学援助制度に加え、市独自の通学費補助により、保護者負担の軽減を図っているところでもあります。

また、学校給食については、本市では、単に学校で昼食をとるだけでなく、重要な教育活動、さらには、成長期の子どもたちの健やかな成長、健康な生活を支えるため、栄養バランスのとれた食事を摂る大切な機会として「質にこだわった給食」を提供しております。給食費は、物価高騰の中にあっても、保護者の皆様からいただく費用を値上げすることなく、令和2年度から累計約2億7千万円の一般財源を投入し、内容の充実を第一に考慮した中で、地元産の食材を積極的に取り入れ、栄養バランスのとれた美味しい給食の提供に努めております。あわせて、経済的に負担が困難なご家庭につきましては、就学援助や生活保護費として公費で負担しております。

給食費無償化については、恒久的な財源確保が課題ではありますが、教育の機会均等等の観点からも、自治体の財政状況により格差を生じさせるべきものでないと考えます。

このことから、保護者負担を上げることなく、質にこだわった給食の提供を継続するとともに、引き続き国や県に対して、保護者負担額だけを無償化するのではなく、実際に必要な食材費を全国一律に公費

で賄う制度設計や財源確保の早期実現を強く働きかけるとともに、今後も栄養バランスのとれた豊かな食事によって、成長期の子どもたちの健康増進、たくましい体づくりを願われる保護者への思いに答えられるよう安心安全で栄養価の高い食材による学校給食の充実に務めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

以 上

一 般 質 問 答 弁 書			
質問者	8 番	西田忠議員	答弁者 教育部長
答弁書作成者	教育総務課 係長 岡田絵理香		
質問内容 【一問一答】			
2. 甲賀市産米の地元消費拡大について			
③学校給食で提供されているお米のうち甲賀市産の占める割合はどの程度か。			
答 弁			
お答えいたします。			
現在、学校給食におきましては、100パーセント甲賀市産米を使用しております。			
以上、答弁いたします。			
以 上			

一 般 質 問 答 弁 書				
質問者	1 番	村木慶太郎議員	答弁者	教育委員会事務局理事
答弁書作成者		社会教育スポーツ課 水口図書館 館長 香取淳子		
質問内容 【一問一答】				
1. 図書館の今後の在り方について				
1. 図書館の修繕計画について				
答弁				
むらきけいたろう 村木慶太郎議員のご質問にお答えいたします。				
今年度は、甲賀図書情報館の空調設備改修工事や、水口図書館・甲賀図書情報館・甲南図書交流館の3館の非常用照明設備の取替工事等を予定しており、各館の状況を毎年詳細に聞き取りながら、適切な修繕工事に努めております。				
また長期的な視点からは、甲南図書交流館および信楽図書館の空調設備改修工事に向けた設計業務を進めており、計画的な修繕に努めてまいります。				
以上、答弁いたします。				
以 上				

一 般 質 問 答 弁 書				
質問者	1 番	村木慶太郎議員	答弁者	教育委員会事務局理事
答弁書作成者	社会教育スポーツ課 水口図書館 館長 香取淳子			
質問内容 【一問一答】				
1. 図書館の今後の在り方について				
2. 「甲賀市立図書館のあり方（提言）」について				
答弁				
お答えいたします。				
平成22年3月に甲賀市社会教育委員の会議から提言された「甲賀市立図書館のあり方」は、市民に役立つ図書館を目指す基本方針や移動図書館車の運行など具体的な施策が示された提言であります。その提言に対する取り組みの一例といたしまして「子ども読書活動」では、子どもたちが本を読む楽しさを知り、読書意欲の向上を図るため、市内全小学校の児童に対し、読書通帳を配布しております。図書館や移動図書館で本を借りて50冊読めば証として、読書忍者免許皆伝書というものを授与し、本を身近に感じてもらうことで、読書の推進に一定効果があると考えています。				
以上、答弁いたします。				
以 上				

一 般 質 問 答 弁 書				
質問者	1 番	村木慶太郎議員	答弁者	教育委員会事務局理事
答弁書作成者	社会教育スポーツ課 水口図書館 館長 香取淳子			
質問内容 【一問一答】				
1. 図書館の今後の在り方について				
3. 図書館の今後のあり方について				
答弁				
お答えいたします。				
「甲賀市公共施設等総合管理計画に基づく第1期行動計画」では、同計画の第1期における施設の方向性として令和10年度までに全図書館のあり方を検討することとしております。				
教育委員会といたしましては、図書館の利用者や市民を対象として実施しておりますアンケート調査の結果を踏まえ、関係団体等の意見も伺いながら、他の公共施設との複合化の可能性も含めて、図書館の今後のあり方を検討してまいります。				
また、図書館司書のことについてご質問があったと思いますが、こちらにつきましては、司書の採用計画であります。具体的な計画は現在のところございませんが、現在、5館で職員30名、うち司書資格を有するもの23名となっております。このことから現状の司書の人数を維持したいと考えております。				
以上答弁いたします。				
				以 上

一 般 質 問 答 弁 書			
質問者	22番 谷永兼二議員	答弁者	教育長
答弁書作成者	社会教育スポーツ課 係長 川上真祐		
質問内容 【一問一答】			
1. P T A、教育後援会等の現状と課題から見る教育予算について			
① P T Aの目的について			
答 弁			
谷永兼二 たにながけんじ 議員のご質問にお答えいたします。			
P T A (P a r e n t - T e a c h e r A s s o c i a t i o n 保護者と教師の会) とりわけ、このAのアソシエーションは、同じ 目的を持った集まりを示し、また、つながり・結びつきという意味 を込めております。従いまして、このP T Aは、今も議員仰せのと おり、幼児・児童・生徒の健全な成長を図ることを同一の目的とし て、保護者と教職員が話し合い、協力し、子どもたちの健やかな成 長と安全・安心な教育環境の実現を目指す組織であります。家庭、 園、学校、そして地域が連携し、学校教育の充実と子どもたちの成 長を支えるため一体となって取り組みを進めていただいております。			
以上、答弁といたします。			
以 上			

一 般 質 問 答 弁 書			
質問者	22番 谷永兼二議員	答弁者	教育委員会理事
答弁書作成者	社会教育スポーツ課 係長 川上真祐		
質問内容 【一問一答】			
1. P T A、教育後援会等の現状と課題から見る教育予算について			
②市内小中学校の加入状況について（高い数値、低い数値、平均の数値）			
答 弁			
お答えいたします。			
令和6年度におけるP T A加入率は、一番高い加入率は、小学校・中学校ともに100パーセントであります。			
次に、一番低い加入率は、小学校では99パーセント、中学校では29.5パーセントとなっております。			
最後に、加入率の平均については、小学校では99.9パーセント、中学校では89.4パーセントとなっております。			
以上、答弁いたします。			
以 上			

一 般 質 問 答 弁 書			
質問者	2 2 番 谷永兼二議員	答弁者	教育委員会理事
答弁書作成者	社会教育スポーツ課 係長 川上真祐		
質問内容 【一問一答】			
1. P T A、教育後援会等の現状と課題から見る教育予算について			
③ P T A会費と使途について			
答弁			
お答えいたします。			
先ず、P T Aの会費につきましては、各小中学校のP T Aごとに金額が定められており、2, 0 0 0円から6, 0 0 0円の範囲で徴収をされています。平均すると、おおよそ3, 3 0 0円が徴収されている状況であります。			
次に、会費の主な使途といたしましては、環境整備活動、広報誌の発行、研修会の開催、体育祭・運動会の運営など各小中学校で様々な事業にかかる経費と聞いております。			
以上、答弁といたします。			
以 上			

一 般 質 問 答 弁 書			
質問者	22番 谷永兼二議員	答弁者	教育委員会理事
答弁書作成者	社会教育スポーツ課 係長 川上真祐		
質問内容 【一問一答】			
1. P T A、教育後援会等の現状と課題から見る教育予算について ④市内の P T Aではどのような活動をされているのか紹介してください。			
答弁			
お答えいたします。			
市内 P T Aの活動内容につきましては、先ほど、P T A会費の使途に関する答弁の中でも少し触れましたが、環境整備活動や広報活動、人権等に関する研修、体育祭や運動会への運営補助など主な活動内容となっております。			
また、これに加えて、小中学校ごとに特色ある活動が展開されているケースもございます。例えば、綾野小学校では春に「綾野フェステバル」といった P T A主催のイベント企画が実施されています。			
以上、答弁といたします。			
以 上			

一 般 質 問 答 弁 書			
質問者	22番 谷永兼二議員	答弁者	教育委員会理事
答弁書作成者	社会教育スポーツ課 係長 川上真祐		
質問内容 【一問一答】			
1. P T A、教育後援会等の現状と課題から見る教育予算について			
⑤ P T Aの課題・問題に対する市教委の認識は			
答弁			
お答えいたします。			
全国的に見ましても、保護者の負担感の増大や改善の余地がある組織運営などを背景に、保護者の P T A離れが進み、組織そのものが消滅しつつある状況が見受けられます。			
当市おきましても、同様の課題等により、一部の小中学校では、P T A組織が存在しないケースもあることは認識しております。			
しかしながら、P T Aは保護者の皆さまが学校や地域と連携し、子どもたちの健やかな成長と安全・安心な教育環境を支援するための大切な場であり、また重要な役割を担っていただいていると感じております。			
以上、答弁いたします。			
以 上			

一 般 質 問 答 弁 書			
質問者	22番 谷永兼二議員	答弁者	教育委員会理事
答弁書作成者	社会教育スポーツ課 参事 西森竜子		
質問内容 【一問一答】			
1. P T A、教育後援会等の現状と課題から見る教育予算について ⑥ P T Aと学校運営協議会や地域学校協働本部、コミュニティ・スクール、地域学校協働活動との関係について現状をお尋ねします。			
答弁			
お答えいたします。			
現在、市内においては、学校運営協議会と地域学校協働本部を同一の組織として運営しているところもあれば、同一の組織でありながら代表者を分けているところ、また、両者を別組織として、地域学校協働活動推進員が両組織の橋渡し役として連携を図っているところなど、運営体制は様々であります。			
また、P T Aの代表者を学校運営協議会の委員としているケースもあれば、学校運営協議会の委員とはせず、地域学校協働本部の構成員としているケースもあります。			
これらの取り組みは、地域の子どもたちの健全な育成や将来の地域の担い手を育てるという重要な役割を担っております。相互に連携することで一層の効果が期待できるものと考えております。			
以上、答弁いたします。			
以 上			

一 般 質 問 答 弁 書			
質問者	22番 谷永兼二議員	答弁者	教育部長
答弁書作成者	学校教育課 参事 倉狩幸喜		
質問事項【一問一答】			
1. P T A、教育後援会等の現状と課題から見る教育予算について			
⑦教育後援会の現状についてお尋ねします。市内小中学校の設置状況は			
答弁			
お答えいたします。			
市内小中学校の教育後援会の設置状況につきまして、小学校は21			
校中17校が設置されており、4校は未設置となっております。中学校は、6校中、6校とも設置されております。			
以上、答弁いたします。			
以 上			

一 般 質 問 答 弁 書			
質問者	22番 谷永兼二議員	答弁者	教育長
答弁書作成者	学校教育課 課長補佐 朝比奈俊孝		
質問内容 【一問一答】			
1、PTA、教育後援会等の現状と課題から見る教育予算について			
⑧本来公費で負担しなければならないものまで教育後援会等に頼っていないか。教育予算の考え方は。			
答弁			
お答えいたします。			
教育予算は、教育の質の向上や施設整備、教職員の人件費など、教育行政全般に必要な経費を計上し、執行するための財政的措置であり、学校運営に要する経費につきましては、学校設置者が負担するものと考えております。こうしたことから、学校予算につきましては、各学校からの予算ヒアリングを基に、予算編成を行い、必要な経費について予算計上をしております。			
一方、教育後援会は、各校の特色ある教育環境の向上に寄与する役割を担っていただいております、地域のニーズ応じ、様々な活動でサポートいただいております、深く感謝するところであります。			
今後も引き続き、教育後援会をはじめとする皆様の支援に感謝しつつも、本来公費で負担すべきものにつきましては、教育行政の責任においてしっかりと確保し、効率的かつ効果的に執行し、児童生徒の教			

育環境の充実に努めてまいります。

以上、答弁いたします。

以 上

令和7年第3回定例会一般質問要旨整理表				資料4別紙1	
順番	質問事項		質問要旨	一連番号	質問の相手
2	20番 田中 喜克 議員		【分割】 《第1日》 (2／5)		
	1. 地域で創る「夢の学習」の活動状況や今後の展開について		①. 「夢の学習」の概要と現在の講座等事業活動の状況について伺う。 ②. 「夢の学習」が担っている甲賀市の生涯学習での役割、成果・効果について伺う。 ③. 「夢の学習」に市が今後に期待するところ及び「夢の学習」が予定される新たな取り組みについて伺う。 ④. 「夢の学習」の活動を始め、市内各団体、各場所で住民の「生涯学習」で活躍、尽力いただいている団体が多いと聞く。活動内容等を伺う。	4	教育委員会事務局理事
3	4番 木村 眞雄 議員		【1、2：一問一答 3：分割】 《第1日》 (3／5)		
	2. 甲賀町の歴史観光ルートの整備について		⑤. 観光ルートの整備についての見解を問う。 a) 和田城址群内のポイントごとに案内看板やQRコードを使つての音声ガイダンス機能の設置について。	9-5	⑤a) 教育委員会事務局理事
	3. 物価高対策について		②学校給食や保育園、高齢者施設などでは、米の安定供給が日々の運営に直結する。この度の米不足がこれらの公共サービスに及ぼしている影響、及びその対応策について伺う。	10-2	②教育部長
5	12番 堀 郁子 議員		【一問一答】 《第1日》 (5／5)		
	2. 主権者教育		(1). 現在行われている主権者教育の状況を小中学校別で伺う。 (2). 選管による出前授業等があるが行われているのか。今が行われていないのであればなぜか。教育委員会、選挙管理委員会として。 (4). 主権者教育によるメリットデメリット、教育委員会、選挙管理委員会として。	15-1 15-2-1 15-4-1	(1). 教育部長 (2)-1. 教育部長 (4)-1. 教育部長
	3. 子どもを性被害から守るために		(2). GIGAスクール端末向けのコドマモを甲賀市でも取り入れてはいかがか。また、コドマモアプリを保護者や子どもたちにお知らせしてはいかがか。	16-2	(2)教育部長
	4. 学びの多様化学校		(1). 多様化推進室ができ、現在の状況はいかがか。 (2). 長浜市で来年4月開校するが、甲賀市ではいかが考えているか。	17-1 17-2	(1)教育部長 (2)教育部長
6	3番 西山 実 議員		【1：一問一答】 《第2日》 (1／5)		
	1. 大阪関西万博への教育旅行について その3		①. 児童・生徒の安全の確保について、教育長も事前に現地の下見をしたと聞いている。その時に明らかになった課題と、課題に対する対策はどのようにとられたのか、また、参加校との連携をどのようにとられたのか伺う。メタンガス問題について、協会等からどのような説明を受けているか伺う。 ②. 4月22日に甲南中学生徒が参加され、入場時刻の10時に学校が集中して入場までに30分かかったとのこと。その後5月に2校が実施。実際どのような課題があったのか伺う。また、6月に1校、9月に2校、10月に2校計画されている。酷暑・熱中症対策並びに梅雨時期・台風時期の風雨対策について、具体的な対策が必要ではないか。 ③. 甲賀市教育委員会では、「甲賀・体験の日」として、保護者等との参加を条件として、令和7年度「大阪・関西万博」「国スポ・障スポ」に参加する場合について、1日単位で最大3日まで取得できるとしている。なぜ、「大阪・関西万博」「国スポ・障スポ」に限定したのか。「関西万博の動員ありきではないか」との指摘もある。来年度以降はどのようにされるのか伺う。	19-1 19-2 19-3	①教育長 ②教育長 ③教育長
7	6番 中島 裕介 議員		【一問一答】 《第2日》 (2／5)		
	1. 誰にでもやさしい行政周知について		3. 小中学校への入学案内や学校現場における各種通知、三者面談など平易な言葉を使い、「わかりやすさ」を意識しているのか伺う。	23-3	3. 教育部長

令和7年第3回定例会一般質問要旨整理表				資料4別紙1	
順番	質問事項	質問要旨	一連番号	質問の相手	
8	2番 福井 進 議員	【3、4：分割】 《第2日》 （3／5）			
	3. 米不足等の中での、食料（給食等）の安定的な供給について	（学校給食について） ①. 学校給食の質・量を確保し、安定的な提供を図るための本年度の予算と昨年度の比較について ②. 学校給食の質・量は確保できるのか。 ③. 〈提案〉9・10月の米の確保をするために、入札ではなく、随意契約にすること等について、見解を伺う。	27-1	①～③教育部長	
	4. 小中学校の修学旅行への支援について	昨年度の提案した「小中学校の修学旅行への補助」について、質問・提案をする。 ①. 市内小中学校の修学旅行の費用について 昨年度と本年度の比較 ②. 物価高騰で計画通りに実施ができない状況である。 〈提案〉充実した修学旅行を実施するために全児童・生徒に補助をすることについて、市の見解を伺う。	28-1 28-2	①教育部長 ②市長	
10	11番 岡田 重美 議員	【分割】 《第2日》 （5／5）			
	1. 物価高騰から市民の暮らしを守る対策を	③. 同アンケートで子育て支援に対する問いに対し、「教育費の保護者負担を軽減してほしい」「学校給食費を無償にしてほしい」と回答が多くあった。隠れ教育費と言われる費用の保護者負担が多いと言われているが、その実態はどうか。また、学校給食費無償化については、国待ちにならず、ぜひ市として無償化を進めるべきと考えるがいかがか。	34-3	③教育長	
11	8番 西田 忠 議員	【一問一答】 《第3日》 （1／5）			
	2. 甲賀産米の地元消費拡大について	3. 学校給食で提供されているお米のうち甲賀市産の占める割合はどの程度か。	40-3	3. 教育部長	
15	1番 村木 慶太郎 議員	【一問一答】 《第3日》 （5／5）			
	3. 図書館の今後の在り方について	1. 図書館の修繕計画について 2. 「甲賀市立図書館のあり方（提言）」について 3. 図書館の今後の在り方について	49-1 49-2 49-3	1. 教育委員会事務局理事 2. 教育委員会事務局理事 3. 教育委員会事務局理事	
18	22番 谷永 兼二 議員	【一問一答】 《第4日》 （3／5）			
	1. P T A、教育後援会等の現状と課題から見る教育予算について	①. P T A（Parent Teacher Association 父母と先生の会）とは、幼児・児童・生徒の健全な成長を図ることを目的とした、どの機関にも属さない独立した組織です。改めてP T Aの目的をお伺いします。 ②. P T Aは、目的に賛同して入会した会員によって組織される任意加入の団体です。市内小中学校の加入状況について加入率が高い数値、低い数値、平均の数値をお答えください。 ③. P T A会費と使途についてお伺いします。 ④. P T A活動の目的を深く理解し、共有することが重要です。市内P T Aではどのような活動をされているのか紹介してください。 ⑤. P T Aの課題・問題が報道されることも多くなっています。本市のP T Aも例外ではないと思いますが市教委の認識は。 ⑥. P T Aと学校運営協議会や地域学校協働本部、コミュニティ・スクール、地域学校協働活動との関係について現状をお尋ねします。 ⑦. 教育後援会（名称は学校によって違う）の現状についてお尋ねします。市内小中学校の設置状況は。 ⑧. 社会状況等の変化により後援会費が減少している学校もある中、本来公費で負担しなければならないものまで教育後援会等に頼っていないか。教育予算の考え方は。	55-1 55-2 55-3 55-4 55-5 55-6 55-7 55-8	①教育長 ②教育委員会事務局理事 ③教育委員会事務局理事 ④教育委員会事務局理事 ⑤教育委員会事務局理事 ⑥教育委員会事務局理事 ⑦教育部長 ⑧教育長	

○甲賀市教育研究所の沿革

- ・平成 16 年（2004 年）10 月 甲賀市教育委員会発足
- ・平成 17 年（2005 年） 4 月 甲賀市教育研究所設置
- ・平成 17 年度 調査研究として「特別支援教育に関する調査研究」をテーマとし研究。教職員研修として全員研修会を開く。特別支援教育相談として巡回教育相談の開設。
- ・平成 18 年度 調査研究は引き続き 2 年次研究、新たに「教育相談に関する調査研究」を実施。
- ・平成 19 年度 調査研究は引き続き 3 年次研究。教職員研修として「こうか学びの研修」「初任者研修」「10 年研修」「情報教育研修」「校内研修・研究に係る研修」「校務分掌担当別研修」を新たに教職員研修として実施。「こんにちは！教育研究所です！」の発行。
- ・平成 20 年度 調査研究は前年度に引き続き 4 年次研究を実施。教育相談事業は「教育相談・適応指導教室に関する事業」に変更。教育研究奨励事業が発足。
- ・平成 21 年度 調査研究は「学力向上のための調査研究～学習意欲を高め、学習習慣を身につける指導・支援の在り方を探る～」を開始。滋賀大学との連携事業を開始。小学校社会科副読本（5 冊）を発行。特別支援教育及び教育相談事業については、学校教育課こども教育支援係に移管。
- ・平成 22 年度 調査研究は読書指導と表現力育成に取り組み、リーフレットを編集。滋賀県内教育研究所協議会の会長及び事務局を受託。
- ・平成 23 年度 調査研究として「主体的に学び、豊かな考えをもち、表す子どもの育成～予習を活かす算数・数学科学習指導の工夫～」の研究を始める。教職員研修として若手教員に「授業力向上研修」を実施。
- ・平成 24 年度 調査研究は新たに国語科を加え、「予習を活かす学習指導の工夫」を実施。学校マネジメント研修を実施。小学校 6 校に「こうかの学び向上事業」として「予習を活かす学習指導の工夫」の研究指定を委嘱。
- ・平成 25 年度 調査研究は前年度と同様。教職員研修として特別支援学級担任研修を実施。中学校 1 校に「こうかの学び向上事業」として「予習を活かす学習指導の工夫」の研究指定を委嘱。
- ・平成 26 年度 調査研究は前年度と同様。小学校 8 校に研究指定（2 年間）を委嘱。
- ・平成 27 年度 調査研究は前年度と同様。中学校 2 校に研究指定 2 年間）を委嘱。
- ・平成 28 年度 調査研究は前年度と同様。中学校 2 校に研究指定（2 年間）を委嘱。
- ・平成 29 年度 調査研究は新たに I C T 教育を加え実施。教職員研修として、教職 2 年次研修ならびにミドルリーダー研修を開始。
- ・平成 30 年度 調査研究は新たに外国語教育を加え実施。教職員研修として教職 3 年次研修を開始。
- ・令和元年度 調査研究は新たに甲賀流 OJT（人材育成）を加え実施。小学校社会科副読本補助冊子 3 年（1 冊）を発行。
- ・令和 2 年度 調査研究は甲賀流 OJT（人材育成）の 2 年次。新たに新任教務主任研修を実施。小学校社会科副読本補助冊子 4 年（3 冊）を発行。
- ・令和 3 年度 調査研究は甲賀流 OJT（人材育成）の 3 年次に加え、新たに学力向上のための調査研究「児童生徒が学びを実感することができる授業づくり」を実施。ICT 活用パンフレットの発行。
- ・令和 4 年度 調査研究は「つながる校内研究を目指して」に加え、「児童生徒が学びを実感することができる授業づくり」ならびに「地域教材を活用した社会科の授業づくり」を実施。教職員研修として、校内研究主任研修を開始。小学校社会科副読本を発行。
- ・令和 5 年度 調査研究は「つながる校内研究を目指して」2 年次、「子どもが主体となり、交流活動を通して学びが深まる・広がる授業づくり」を実施。教職員研修として、スキルアップ研修を開始。滋賀県内教育研究所協議会の会長及び事務局を受託。
- ・令和 6 年度 調査研究は「つながる校内研究を目指して」3 年次、「子どもが主体となり、学びが深まる・広がる授業づくり」を実施。近畿地区教育研究(修)所連盟研究発表大会にて研究員が研究成果を発表。

資料 5

令和 7 年度（2025 年度）

甲賀市教育研究所要覧

「新しい時代に対応する甲賀教育の創造」
～甲賀教育を担う人材の育成～

確かな学力



豊かな人間性や社会性



健やかな心身とたくましい体力



甲賀市の学校教育が目指すもの

わかる できる のびる つどう
～学ぶ楽しさを実現するために～



地域に開かれた学校づくり



学び続ける教職員の育成

甲賀市教育研究所

設置場所	甲賀市役所 滋賀県甲賀市水口町水口 6053 番地
郵便番号	528－8502
電話	0748－69－2246
FAX	0748－69－2294
Eメール	koka30101300@city.koka.lg.jp

交通アクセス 甲賀市役所 4 階 甲賀市教育研究所



公共交通機関をご利用の場合
JR 草津線〔貴生川駅〕から近江鉄道に乗り換え〔水口城南駅〕より徒歩 5 分

車をご利用の場合
新名神高速道路 甲南 IC より 15 分

令和7年度(2025年度)甲賀市教育研究所事業

「新しい時代に対応する甲賀教育の創造」～甲賀教育を担う人材の育成～

研究Ⅰ
「小・中学校の学びの系統性を意識した授業改善
～甲賀市モデルによる学ぶ力の向上を目指して～」
小・中学校の学力向上推進委員が、学びの系統性を意識した授業改善の具体的な方法を探究し、実践的な提言を行うことで、9年間を見通した学びの実現につなげる。

研究Ⅱ
「子どもが主体となり、学びが深まる・広がる授業づくり
～単元を貫く協働探究型課題を視点にして 2年次～」
これまでに身に付けてきた知識や技能を総合的に使う協働探究型課題を設定し、子どもたちの主体性と思考過程を大切にした単元計画や授業展開を工夫した探究型の授業改善を進める。

教職員研修
〔授業力〕〔教育課程推進力〕〔経営管理力〕
教職員の指導力の充実、資質向上を図るために企画する。
初任者研修および授業力向上研修を重点研修として実施する。

- 指定研修・初任者研修・中堅教諭等資質向上研修
- 全員研修・講演会（特別支援 人権 学力 ICT 等）
- 養成研修・学校マネジメント ・スキルアップ
 - ・ミドルリーダー ・教師力アップ
 - ・教職2・3年次研修 ・授業研究会
 - ・特別支援教育 ・人権教育
 - ・就学前教育
- 希望研修・教科教育 ・特別支援教育 ・実務 ・ICT教育 等

教育に関する相談および指導
〔研究指導力〕〔校内研究推進力〕

- 教育研究奨励事業
教職員の資質向上を図るため、意欲的かつ創意あふれる学習指導方法の改善や学校、学年、学級の経営実務に係る研究を奨励する。
- 各校マネジメントの相談・支援
学校の訪問を通して、各校の教育実践上の問題について、円滑な学校経営および指導方法等の相談・支援を行う。

庶務
〔企画発信力〕〔企画調整力〕

- 教育研究・実践に係る企画
 - ・教育研究所要覧の作成 ・研究紀要の作成 ・社会科副読本の作成
- 教育研究情報「教育研究所だより」の発信、提供
- 関係機関との連携
 - ・県内外各教育研究所 ・滋賀大学 ・教育研究会 等



教師力の育成 教職員の指導力・専門性を高める

横のつながりと縦のつながりを強める研修

人材育成力アップ！

自分の役割を意識しながら
共に学び続ける

授業力・指導力アップ！

共に学ぶ仲間との関係づくり

授業づくりに学級づくり
いろいろな悩みを同世代で共有

まずは体験！

初任者研修（4回）【地域施設・地域産業の理解】【異校種間交流】【授業研修】【就学前教育】

スキルアップ研修（2回）

ミドルリーダー研修
（2・3年次教員と授業づくりを共に）

中堅教諭等資質向上研修（1回）

教師力アップ研修（2回）
中堅教諭等資質向上研修未受講者

夏：講座を選択研修

【秋の授業研究会】

3年次研修（2回）

【夏の研修】
講話・演習

【秋の授業研究会】

2年次研修（2回）

【夏の研修】
講話・演習

【秋の授業研究会】

学校マネジメント研修
新任校長（4回）・新任教頭（4回）
新任教務主任（4回）・校内研主任（1回）



甲賀市

滋賀県

初任者研修
（市町研修4日）

教職2年次研修

教職3年次研修

教職6年次研修
（G-OJT研修）

中堅教諭等資質向上研修
（市町研修1日）

管理職研修

特別支援学級
新担任研修

通級指導教室
新担当研修

各教科の指導力
向上研修

ミドルリーダー研修 等

議案第 5 4 号

臨時代理につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 7 年 7 月 2 2 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

臨時代理につき承認を求めることについて

甲賀市立学校評議員を解嘱することについては、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定に基づき、次のように臨時代理したから、同条の規定によりこれを報告し、承認を求める。

臨時代理第13号

甲賀市立学校評議員の解嘱について

甲賀市立学校評議員設置要綱（平成18年2月23日教育委員会告示第2号 改正 平成28年5月24日教委告示第14号）第2条の規定に基づき、甲賀市立学校評議員の別紙の者を解嘱することにつき、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定に基づき、臨時代理する。

令和7年7月9日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

甲賀市立学校評議員

(任期：令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで)

(解嘱日：令和 7 年 7 月 9 日)

	氏名	委員の構成	備考
1	武村 聖子	雲井小学校学校評議員	

議案第 55 号

臨時代理につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 7 年 7 月 22 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

臨時代理につき承認を求めることについて

甲賀市立学校評議員の委嘱については、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定に基づき、次のように臨時代理したから、同条の規定によりこれを報告し、承認を求める。

臨時代理第14号

甲賀市立学校評議員の委嘱について

甲賀市立学校評議員設置要綱（平成18年2月23日教育委員会告示第2号 改正 平成28年5月24日教委告示第14号）第2条の規定に基づき、甲賀市立学校評議員の別紙の者を委嘱することにつき、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定に基づき、臨時代理する。

令和7年7月10日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

甲賀市立学校評議員

(任期：令和 7 年 7 月 1 0 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで)

	氏名	委員の構成	備考
1	高井 美沙	雲井小学校学校評議員	

【参考資料】

甲賀市立学校評議員設置要綱

(委嘱等)

第2条 学校評議員は、当該学校の職員以外の者で、教育に関する理解及び識見を有する者のうちから、校長の推薦により、甲賀市教育委員会が委嘱する。

議案第 5 6 号

臨時代理につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 7 年 7 月 2 2 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

臨時代理につき承認を求めることについて

甲賀市学校運営協議会委員を解任することについては、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成１６年甲賀市教育委員会規則第８号）第４条の規定に基づき、次のように臨時代理したから、同条の規定によりこれを報告し、承認を求める。

臨時代理第１５号

甲賀市学校運営協議会委員の解任について

甲賀市学校運営協議会規則（令和２年教育委員会規則第９号）第１６条の規定に基づき、甲賀市学校運営協議会委員の別紙の者を解任することにつき、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成１６年甲賀市教育委員会規則第８号）第４条の規定に基づき、臨時代理する。

令和７年７月１５日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

臨時代理第 15 号別紙

甲賀市学校運営協議会委員

(任期：令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで)

(解任日：令和 7 年 7 月 15 日)

	氏名	委員の構成	備考
1	伊東 栄一郎	油日小学校学校運営協議会	地域住民

○甲賀市学校運営協議会規則

(委員の解任)

第16条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、委員を解任することができる。

- (1) 本人から辞任の申出があったとき。
- (2) 前条の規定に反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、解任に相当する事由が認められるとき。

2 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。

議案第 57 号

臨時代理につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 7 年 7 月 22 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

臨時代理につき承認を求めることについて

甲賀市学校運営協議会委員の任命については、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則(平成16年甲賀市教育委員会規則第8号)第4条の規定に基づき、次のように臨時代理したから、同条の規定によりこれを報告し、承認を求める。

臨時代理第16号

甲賀市学校運営協議会委員の任命について

甲賀市学校運営協議会規則(令和2年教育委員会規則第9号)第7条の規定に基づき、甲賀市学校運営協議会委員に別紙の者を任命することにつき、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則(平成16年甲賀市教育委員会規則第8号)第4条の規定に基づき臨時代理する。

令和7年7月16日

甲賀市教育委員会教育長 立岡 秀 寿

甲賀市学校運営協議会委員

(任期：令和 7 年 7 月 16 日から令和 8 年 3 月 31 日まで)

	氏名	委員の構成	備考
1	増田 信治	油日小学校学校運営協議会	地域住民

○甲賀市学校運営協議会規則

(委員の任命)

第7条 協議会の委員は15人以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 学識経験者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者

2 教育委員会は、対象学校の校長から申出があったときは、前項の委員の任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。

3 委員の辞職等により欠員が生じた場合には、教育委員会は速やかに新たな委員を任命するものとする。

4 委員は、特別職の地方公務員の身分を有する。

議案第 5 8 号

甲賀市スポーツ推進委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 7 月 2 2 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

甲賀市スポーツ推進委員の委嘱について

甲賀市スポーツ推進委員規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第47号）第2条の規定に基づき、甲賀市スポーツ推進委員に別紙の者を委嘱することにつき、教育委員会の議決を求める。

議案第 5 8 号別紙

甲賀市スポーツ推進委員

(任期：令和 7 年 7 月 2 2 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで)

	氏名	委員の構成	備考
1	友成 喜代美	地域の代表	信楽地域

【参考資料】

甲賀市スポーツ推進委員規則

(趣旨)

第1条 この規則は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第2項の規定に基づくスポーツ推進委員（以下「委員」という。）の職務その他委員に関し必要な事項を定めるものとする。

(委嘱)

第2条 委員は、甲賀市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(参考)

スポーツ基本法

(スポーツ推進委員)

第三十二条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

議案第 5 9 号

甲賀市図書館協議会委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 7 月 2 2 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

甲賀市図書館協議会委員の委嘱について

甲賀市図書館条例（平成１６年１０月１日甲賀市条例第１６０号）第８条第３項の規定に基づき、甲賀市図書館協議会委員に別紙の者を委嘱することにつき、教育委員会の議決を求める。

甲賀市図書館協議会委員

(任期:令和 7 年 8 月 1 日から令和 9 年 7 月 3 1 日まで)

	氏名	委員の構成	備考
1	大西 正泰	学識経験者	
2	奥田 叔代	学校教育、社会教育関係者	
3	辻 聡	学校教育、社会教育関係者	
4	柴田 康彦	学校教育、社会教育関係者	
5	徳田 綾子	家庭教育向上	
6	地村 千里	学識経験者	
7	松本 佐知子	家庭教育向上	
8	山崎 喜代美	家庭教育向上	
9	中村 ひろ子	学校教育、社会教育関係者	
1 0	山中 ルミ	家庭教育向上	
1 1	平林 秀樹	学校教育、社会教育関係者	

【参考資料】

甲賀市図書館条例

(協議会)

第8条 法第14条第1項の規定に基づき、甲賀市図書館協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、委員15人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 学校教育及び社会教育の関係者

(3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、協議会の組織、運営その他必要な事項は、教育委員会規則で定める。